

昭和6年、官立高校校長のまま、九州歯科医学専門学校理事となり、当時経済破綻した私立学校再建に尽力した。その間昭和7年には欧米の各国に学術研究の目的で出張し、新知識を吸収して見識を広め、官立高校校長としては勿論、法人学校理事として当面の福岡県、市当局に対して隘路の打開に信念を以てことに処したといわれる。

小倉に新築移転、新校舎が完成した時、秋吉理事は希望に燃える九州歯科医専の将来を新校歌に託して、第五高等学校教授八波則吉に作詞を委嘱し、理事会に校歌の採用を提出した。永松校長は今迄の校歌が学生間に好まれ、評判の良いところからその伝統を支持して互いに譲らず、やっと末松理事長の執り成しで双方共校歌となった。このことから新旧二つの校歌をもつことになった。

翌昭和12年、秋吉音治は62年の生涯を終えたが、小倉移転を期し、多大の苦難を超えて出発した三人の理事者のうち、目前にして別府理事長を、移転完了の翌年秋吉理事を失い、残された永松校長は新たな理事会により、県立移管に向かい進んで行かなければならなかった。その激動の時代を信念に生きた異色の理事者だった。

5) 九州歯科医学専門学校における航空部について (1)

On the Student Aviation in Kyusyu Dental College during the 2nd World War (1941~1945) (1)

北九州市 ○上瀉口 武
九州歯科大学 小林 繁
嶋村 昭辰

Takeshi Kamigatakuchi, Kitakyusyu City
Shigeru Kobayashi and Akitatsu Shimamura,
Kyusyu Dental College

九州歯科医学専門学校は1941(昭和16)年1月、挙国体制のなかに学校組織を改革し、校友会を廃止して新たに報国団を組織した。「九州歯科医学専門学校報国団」と命名され、報国団は全校職員生徒を以て組織された。

イ. 総務本部

ロ. 鍛練本部

第1部 1. 勤労奉仕作業部, 2. 保健体練部,

3. 防空訓練部, 4. 剛健旅行部.

第2部 1. 剣道部, 2. 柔道部, 3. 弓道部, 4. 野球部, 5. 庭球部, 6. 陸上競技部, 7. 相撲部, 8. ラグビー部, 9. 水泳部, 10. 山岳部, 11. 園芸部, 12. 卓球部

ハ. 国防訓練本部

1. 射撃部, 2. 馬術部, 3. 自動車部, 4. 航空機研究部, 5. 大陸研究部, 6. 在郷軍人部

ニ. 文化本部

1. 文芸部, 2. 講演部, 3. 音楽部, 4. 修養部

ホ. 生活本部

1. 生活改善部, 2. 生活並健康相談部

以上の5本部並びに各部を置いた。

本団則は昭和16年1月1日よりこれを施行す、但し会計に関する事項は昭和16年4月1日より実施すると書いてある、この中の国防訓練本部の航空機研究部は後に航空部となった。

同年、政府は戦時下の組織強化を図り、全国に学生報国隊の結成を命じ、九州歯科医学専門学校では昭和16年8月14日これを編成した。

昭和19年4月の資料をみると福岡県立医学歯学専門学校報国団編成表があり、国防訓練本部に射撃班、馬事班、機甲班、航空班、銃剣道班、海洋班、戦場(陸戦)運動班、喇叭班などがあり、他に闘球班など戦時色濃厚となっている。また尚武祭の名目で運動競技会が祭日に開催されている。

今回、当時の福岡県下高専の記録および、東京大学の「学徒動員、学徒出陣の記録」を参照して関連の法令について検討したので報告したい。

「戦争と修業年限」

戦前の学生は徴兵延期が認められており、在学による「入営延期」は1918(大正7)年からあったが、1927(昭和2)年の「兵役法」41条となり、最高年齢27歳まで徴集延期ができた。

これに関連する資料として九州歯科医学専門学校学則大正13年入学志願者心得に「本校ニハ一年志願兵入営延期ノ特典アリ」との記載がある。

学徒出陣への歩みをみると、日中戦争勃発2年後1939(昭和14)年3月、法律第1号「兵役法中改正」により、この中の「勅令ノ定ムル所ニヨリ徴集ヲ延期セザルコトヲ得」と、この法律が後の

学徒出陣の法的根拠となった。

1941 (昭和 16) 年 10 月 16 日, 二つの勅令により, 1) 在学・修業年限の臨時短縮 2) 在学徴集延期の短期化措置が組み合わされて行なわれた。

「卒業期繰上」

1941 年度は 12 月卒業, 翌年度以降は 9 月卒業を行なった上で, 在学中に徴兵検査を終了させ, 卒業後まもなく入営, 入団させることとなった。(陸軍・文部省令第 2 号)である。つまり昭和 16 年は 12 月卒業, 翌 17 年以降は 9 月卒業となった。18 年 7 月, 戦争は大量消耗戦となり, 陸海軍はこの年卒業予定者に対し, 大量の学生募集が行なわれた。このとき九州歯科医学専門学校から, 第 1 期陸軍特別操縦見習士官 (特操) 1 名, 第 13 期海軍飛行予備学生 8 名が合格入隊した。

「在学徴集延期臨時特例」の公布

1943 (昭和 18) 年 10 月 2 日の所謂「学徒出陣」の在学徴集延期の全面停止措置により, 最高学年在学者は, 定められた 44 年度の 9 月卒業を待たずに, 1943 年 12 月に「仮卒業」して即入営・入団した。

幸い歯科学生は, 直接にこの措置を免れることができた, 然し乍らこれ以後の陸海軍の募集に対し卒業前に母校から応募するものが出た。一般の歯科学生は, やっと敗戦年の昭和 20 年 2 月 8 日の「官報」(陸軍省告示第 4 号) で歯科医専生の入営延期が在学生のみに認められたが, 以後の新入学生には適用されないことになった。

「報国団編成」

1940 (昭和 15) 年 9 月 17 日「全国高等学校校長会議ニ於ケル文部大臣指示事項」「修練組織強化ニ関スル件」が出された, 内容は高等専門学校に校友会・校内団体を再組織して学校長, 教職員からなる「学校報国団」をつくることであった。

1941 (昭和 16) 年 8 月 8 日「文部省訓令 27」により学校単位に「学校報国隊」を組織した。

短期間の改正で各校により名称の混乱がみられるが, 対内的には報国団, 対外的には勤労働員に対して学生報国隊を使い分けたとみられる。

「学生航空の組織化」

1937 (昭和 12) 年日支事変の発生による時局の推移から昭和 15 年 9 月 2 日の閣議決定に基き, 同年 10 月 1 日, 大日本飛行協会が発足した。

6) 中国の社会保障の現状

An Overview of Social Welfare in China

医の博物館 陶 栗嫻

Suxian Tao, Museum of Medicine and Dentistry

中国では従来の社会保障制度は主に 3 種類に分けられている。即ち公費医療制度, 労働保険制度と農村合作医療制度である。

改革開放の政策を施行以来, 従来の保険制度も改革の必要性が生じた。

中国の社会保障制度は 1951 年に公布された「中華人民共和国労働保険条例」が基礎になっている。この条例には生育保険, 医療保険, 養老保険, 労災保険, 失業保険の内容が記されている。対象は国家公務員と国有企業従業員である。上記制度は徐々に制度化されたが, 1966 年から 1976 年までのプロレタリア文化大革命の間にこの条例は修正主義の条例だと批判された。その結果, 企業が養老年金, 医療費などを全額負担するようになった。計画経済時代は国からの援助を受けられたが, 社会主義市場経済を改革して以来, 企業は損益自己負担の独立した経済主体となり, 養老年金, 医療費の全額負担は企業経営を悪化させ, 国有企業として解決しなければならない問題となった。

今日, いままでの中国の社会保障の問題点及び今後の改革方向性について検討してみた。

1. 中国の医療保険制度の問題点

医療費の急増

政府と企業の負担が多い

都市部と農村部の格差が大きい

社会化の程度が低い

管理体制が不完全

法律の制定が遅れている

2. 養老保険 (年金) の問題点

退休金制度の適用範囲は狭い

高齢者の老後保障

3. 社会保障制度の改革方向性

養老保険 (年金) 制度の必要性

医療保険制度の完全性

失業保険制度の重要性

介護保険の設立